

福 障 第 93 号
令和2年4月7日

各指定事業所 管理者様

寝屋川市福祉部
障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う日中通所系支援事業の取扱い等について

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」が示されております。

つきましては、本市における取扱いは次のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 生活介護等の日中活動サービスにおける臨時的な取り扱いについて

生活活動等の日中活動サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、居宅で生活している利用者に対して、利用者の意向を確認したうえで、居宅への訪問、電話等により、個別支援計画の内容を踏まえた健康管理や相談支援等、できる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定を可能とします。

この場合、通常の利用者負担が発生することについて利用者に説明し、了解を得ていただきますようお願いいたします。

又、在宅支援を算定する場合は、別添の臨時的な在宅でのサービス提供の届出書を障害福祉課に提出してください。

なお、各事業所において、本取り扱いに基づいてサービス提供が行われる場合は、個別支援計画等の支援計画及び日々の支援の記録に、利用者の具体的な状況や支援内容を記載していただくようお願いいたします。

2 適用開始日について

本通知における取り扱いについては、令和2年4月8日以降とします。

3 添付

臨時的な在宅でのサービス提供の届出

【問い合わせ先】

寝屋川市福祉部

障害福祉課 TEL 072—812—2026

FAX 072—812—2118